

小規模事業者持続化補助金「コロナ特別対応型」(経産省)で 事業を実施した小規模事業者等の皆さんへ

福岡県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている小規模事業者等を支援するため、小規模事業者持続化補助金「コロナ特別対応型」への上乗せ補助【中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)】を実施します。

(1) 補助対象者

下記の要件を全て満たす事業者

- ① 小規模事業者持続化補助金「コロナ特別対応型」の第1回目締切(2020年5月15日)または第2回目締切(6月5日)までに申請を完了している
- ② ①で申請した事業で福岡県の事業者として採択され、かつ事業を実施しており、額の確定を受けている
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、原則として令和2年2月以降のいずれかの月の 売上高等が前年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む 3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して15%以上減少となる

(2) 補助額

持続化補助金の補助対象経費として認められた経費の12分の1

※上限：12万5,000円 (但し、事業再開枠は含みません)

(3) 申請書類

■(様式1)交付申請書兼実績報告書(補助事業者用) <原本>

■(国) 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>に係る次の関係書類

- ①交付決定通知書 <写>
- ②実績報告書(支出内訳書・経費支出管理表含む) <写>
- ③額の確定通知書 <写>
- ④精算払請求書 <写>
- ⑤収益納付に係る報告書(該当者のみ) <写>

※「様式1」、「様式7」、「参考様式」は
裏面のHPアドレスよりダウンロード
いただけます

■新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15%以上減少したことを証する書類

※下記①～③のうちいずれか1つ

- ①セーフティネット保証第4号の認定書 <写>
- ②危機関連保証の認定書 <写>
- ③(様式7-A～D)新型コロナウイルス感染症の発生に起因する売上高等の15%以上
減少についての申出書 及び (参考様式)売上台帳

(4) 申請先(申請書類提出先)

小規模事業者持続化補助金の申請の際に支援を受けた最寄りの商工会議所へご提出ください。

(5) 提出期限

毎月月末締め

※令和2年度分の最終締切は、令和2年12月25日(金)【※必着】となります

※なお、上記最終締切に間に合わない事業所については、令和3年4月以降に
申請受付を再開する予定です。

(6) 申請から補助金受領までの流れ

①事業所から各地商工会議所へ申請書類を提出【毎月月末締め】

②各地商工会議所にて①の書類を確認後、福岡県商工会議所連合会へ提出

**③福岡県商工会議所連合会にて②の書類を確認後、各事業者へ補助金の額の
確定通知を送付【翌月20日～25日頃】**

**④事業所は補助金の額の確定通知を受領後、「精算払い請求書」を福岡県商工
会議所連合会へ提出【翌々月20日締め】**

⑤福岡県商工会議所連合会より、各事業所へ補助金の支払い【翌々月末】

(7) 問い合わせ先

**※小規模事業者持続化補助金の申請の際に支援を受けた最寄りの商工会議所へ
お問い合わせください。**

※なお、詳細については下記HPをご覧ください

<https://www.fukunet.or.jp/about/kenren/productivity-subsidy/>

【事務局】

・福岡県商工会議所連合会 Tel:092-441-1146
・福岡県中小企業振興課経営支援係 Tel:092-643-3425



福 岡 県